

議案第 9 号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 23 年 3 月 3 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、平成 23 年 4 月 1 日以後の出産育児一時金の支給額に係る規定を恒久的な措置とすることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

附則第5項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産したものについて適用し、同日前に出産したものについては、なお従前の例による。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産した時は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産した時は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>38万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u></p> <p><u>5 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。</u></p>